

氏 名	あさ じ けい ぞう 朝 治 啓 三
学位(専攻分野)	博 士 (文 学)
学 位 記 番 号	論 文 博 第 469 号
学位授与の日付	平 成 16 年 11 月 24 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 2 項 該 当
学位論文題目	シモン・ド・モンフォールの乱

論文調査委員 (主 査)
教 授 服 部 良 久 教 授 谷 川 稔 教 授 南 川 高 志

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は国王ヘンリ3世(在位1216—72年)の治世後半のイングランドに起った、シモン・ド・モンフォール(1208-65年)を中心とする「バロンの反乱」と国政改革運動を対象とするものである。国王による課税提案への不満を直接の契機として蜂起した改革派大貴族は、改革計画としてのオクスフォード Provisions of Oxford, ウェストミンスター Provisions of Westminster 両条款などを定め、カOUNCIL King's Council(国王評議会)を中軸に国政改革を進めたが、王派の勢力回復により1265年、シモンは戦死し、再び王が権力を掌握した。しかしこの反乱の諸結果は次王エドワード1世 Edward I(在位1272—1307年)の政策に大きな影響を与えることになった。

第1部ではバロンの反乱の国制史上の位置づけについての研究史的考察を行う。「バロンの反乱」は1258-65年に生じたイングランド貴族による国政改革運動であるが、この運動における改革の主要論点のひとつは、封建的主従関係の整序であり、もうひとつは国家公権力の整備である。これらの論点は13世紀国制史上の諸史料(大憲章、オクスフォード条款、ウェストミンスター条款、モールバラ法、ウェストミンスター第二制定法、権原開示訴訟)の検討から明らかにされる。封主封臣間の秩序は、制定法を国王裁判所において適用するという方法で解決される。そして王国の土地と住民に対する支配は国王と諸侯とが分担するが、戦争や課税など国家的任務を果たす権力は、諸侯が国王に助言する機関としてのカOUNCIL(評議会)がこれを掌握するという構想が、諸侯の改革計画から読みとれる。

また分権的国制、国王の寵臣政治、そして改革期の諸侯と国王の協働、最後に国王による公権力の一元化という、13世紀における封建国家権力確立に至る諸時期に関する論点が明らかにされる。国王と諸侯の対抗関係を辿るだけでは、13世紀の国制を説明出来ず、より広い視野で国制史上の意義を考察する必要がある。改革運動開始前、国王ヘンリはパトロネジを駆使して諸侯を個人的に味方につけようとし、また諸侯は封建的主従関係の弛緩に対処するため、家産関係やアフィニティを駆使して勢力を維持しようとしていた。諸侯の改革計画からは、公権力改革(国王と諸侯の権力関係)と封建関係の整序が関連する者であることが読み取れる。この点をふまえ、イングランド13世紀の封建国家の公権力はいかにして形成されたかを明らかにすることが本論文の主要課題となる。

第2部では、1260年代のケムブリッジシアを例にとって当時の国制、すなわちイングランド13世紀の封建国家における、国王の司法権・刑罰権と諸侯の特権との国制上の関係を考察する。諸侯の特権は国王からの授権がなければ事実としても論理的にも存立し得ないものであったのか、或いはそれは既に時効により自立的権力として存在したのか、それともこのどちらでもない関係が両者の間には存在したのか。第2部ではこの3つの可能性について、論理や法学書によってではなく、実際の裁判の実施状況から考えようとする。

実際に生じた事件に対して裁判権を行使したのは荘園領主なのか、特権諸侯なのか、国王裁判官なのか。当時の裁判記録に見える事例を可能な限り網羅的に調査すれば、幾つかの興味ある事例が見いだされる。そのひとつは、イーリ司教や小修道院長の支配下の住民に対する、殺人事件を含む刑事裁判権は、司教や小修道院長によって行使され、そこでの判決はケムブリッジシアに巡回してきた国王裁判官によって、追認されているという事例である。2点目は、下級の刑事裁判権 in-

fangthief を特権として保持すると主張する一部の領主が、不当な裁判を行い、訴訟当事者や地元陪審によってその不当さが巡回裁判において国王裁判官に向かって告発される例である。その際国王裁判官は裁判をやり直させ、不当とされた裁判手続をただすこともあった。しかしその場合でも国王裁判官が、当該領主が既得権として主張する、裁判特権そのものを没収する例は見あたらなかった。3点目は、諸侯の多くが保有するリート裁判権の例である。国政改革運動の指導的諸侯の1人であるグロスタ伯は、全国各地の領土を保有し、住民に対するさまざまな裁判権を主張しているが、ケムブリッジシャーのアーミングフォード・ハンドレッドにおいては5つの教区におけるリート裁判権を保持すると主張している。しかしハンドレッド・ロールズ調査の際に陪審は、その特権の根拠については知らないと述べており、したがって伯は時効による特権保持を主張したことになる。1261年の巡回の際の陪審も同様の報告をしたが、巡回裁判官はその報告を追認し、それらの教区からの裁判収入が伯の手に入っていることも認めた。伯のリート裁判権はその後も保持され、後には記録も残された。

以上のようなアーミングフォード及びトリプロウの両ハンドレッドの調査結果から、この巡回裁判記録が作成された1260年代には、既得の裁判特権を主張する諸侯は彼らの特権領域の土地と住民に対する支配権を保持、行使し、国王裁判官もその事実を承認していたと結論しうる。国王裁判官は諸侯の特権領域に強制介入することはなく、その地の住民に裁判権を直接行使することもない。特権領域外でのみ裁判権は国王裁判官が掌握している。

このように在地住民に対する裁判権を、国王と諸侯やその他の特権保有者とが分担して行使しているという状況は、国王の命令通りに働く在地の行政官や司法官を、国王が自前のものとしては保持していないという現実から、不可避免的に生じるものであった。国王は自己の家政員や宮廷役人を州長官として地方に派遣することも可能であり、ヘンリ3世は親政開始以後にこの策を採用した形跡が認められる。しかし現地到手足となる協力者がいない場合には、中央から派遣された役人は有効に職務を果たすことは困難であった。この策に代えて、現地人のうち国王に忠実な者を州長官に任命する場合、その者が国王の権威をかさに着て、隣人たちに迷惑をかけた時には、近隣の領主たちが暴力を用いてでもその州長官に「嫌がらせ」をした例が明らかになっている。地域社会における司法や行政の権限の行使は、現地領主や特権保有者の協力なしには果たし得ないことを、裁判記録は示している。法制史の通説が根拠とする『ブラクトン』の記述から想定されるような整然とした権力体系が、現実とは一致しない例は少なくない。司法権や行政権限がこのように国王と特権保有者との間で分有され、分担して国家的な職務を果たすという状況の中で、ヘンリ3世による寵臣重視の恩顧政策が生じ、それに反発する諸侯による国政改革運動が始まったのである。後者が、自分たちの方が「王国」をよりよく代表していると自負したのは、上に述べたような現実を踏まえてのことである。

特権保有者が国王の巡回裁判に服し、その法手続を守り、自らの権利を国王裁判権によって確認されるということも、13世紀イングランドの現実である。1258年に国政改革運動が始まる前には、特権諸侯たちは国家の公権力を自らが掌握することは構想していなかった。むしろ自らの既得権の承認を国王に期待し、王はこれに対して選択的に応じ、恩顧を不平等に配分することで、彼らの忠誠を取り付けようとした。1244年のいわゆる Paper Constitution では、諸侯はこの不平等配分をなくすべく、彼らの国王への助言を制度化しようと試みているが、諸侯自身が国王の公的権限を奪い取ろうとする意図は示されてはいない。その意味では特権諸侯たちは国王が公的権限を、彼らの既得権を侵さない形で公正に行行使することを求めているのである。実際には在地における司法や行政の職務は特権保有者たちによって分担されていたが、それは分権的な国制を実現するためにではなく、諸侯は、公権力としての王権下の一元的な権力体系の中で、地域社会のために彼らが個々の特権を行使することが適切であると考えていたのであろう。その意味では国王の大権行使は諸侯の総意に基づくといえる。国王が担う国家公権が国王の一存で行使されるのではなく、特権保有者の大多数の共通利害に沿う形で行使される状態を目指していたことを、1258年以前の国政改革運動は示している。

第3部ではこれまでの研究史から論点を明確にし、ケムブリッジシャーの地方権力構造の分析に基づいて、13世紀イングランドの国家構造、とりわけその公権力の行使と担い手を、「王国共同体」をキー・タームにして考察する。

ヘンリ3世治世については、次のエドワード1世による集権的統治の前段階として、国王の巧みな諸侯籠絡策に焦点が当てられてきた。しかし軍事や外交における諸侯の働き、地方統治での役割分担、そして彼らの共通利益（特権権益の維持、国家統治への参加、具体的にはシチリア十字軍反対、リュジニャン家の追放）のための共同行為をふまえるなら、1250年代には、国王と諸侯が分担して国家を経営する体制（1257の特許状立会人リストの分析）が暗黙のうちに成立していたことが

わかる。ところが1250年代に国王の大陸政策が行き詰まったことが引き金となって、諸侯の共通利益が損なわれそうになったとき（ヘンリの授与特権化政策）、諸侯は主導権をとって国政改革を進めた。国王に取って代わるのではなく、共同統治をめざしたのである。その結果、大貴族が封臣に対して持つ権利や、土地や人民に対する既得の支配権益を壊すことなく、しかも中央で統制され一元化された法や裁判制度で維持される国制が（封建的ではあるが、分権的ではない、大貴族的国制とも呼べようか）、ヘンリ3世治世後半（1258年-72年）に成立したことが明らかになる。諸侯を構成員とする狭い意味での「王国共同体」は、1260年後半には事実上解体したが、シモン・ド・モンフォールが彼の独裁体制の時期にあっても、3人の諸侯が国王に助言する形式を維持しようとしていた、という意味では、諸侯の共同体は1265年まで存続した。諸侯の団体が「王国共同体」の代表を名乗って、国王に助言し国家公権力の執行権を行使するという体制は、1258年にオクスフォード条款によって成立し、国家行政を担う諸役人の任免、巡回裁判の実施、封主封臣関係の整序のためのウェストミンスター条款のパラメントにおける制定など、この合議体による権力執行は実際に機能した。特権保有者の影響力を失わせることなく、それぞれの特権を国王が以前から持つ公権力の一部として組み込ませ、改革派諸侯はそのことを宣誓によって相互に約束した。これにより封建国家の公権力は1258年には一元化されたといえる。

その後この一元性は、国王と諸侯との権力構想をめぐる政治的対立、及び諸侯相互間の不信に基づく共同体的結束のほころびによって崩れた。しかし諸侯による国政改革運動の経験は、無に帰したわけではなかった。すなわち次の国王エドワード1世は、諸侯の団体を認めなかったが、王と諸侯とが共同して国家統治にあたるという改革運動中の例を引き継いで、彼等をパラメントへと召集し、州代表の中小領主や都市代表の市民からの国政への協力を、パラメントの場で取りつけるという改革運動中の前例（1264—65年）を利用した。エドワードは一元化された国家権力を国王の主導権下に行使して、課税や対外戦争での諸侯や州・都市代表の同意や協力を確保した上で、国政を運営することに成功した。王と諸侯は、国王の主導権のもとに公権力の一元化に取り組み始めたのである。

論文審査の結果の要旨

「シモン・ド・モンフォールの乱」として知られる、13世紀半ばのイングランドにおける、諸侯の反乱と国制改革は、19世紀以来、イギリス議会史、憲政史における画期的事件として高く評価されてきた。改革の指導者レスタ伯シモンは、国王の専制に対する民主主義運動の先駆者とされたのである。こうしたヴィクトリア時代の思潮をも反映した解釈は今日では退けられているとはいえ、この改革運動を国民的合意形成を実現したものと評価する20世紀初頭のスタッフズらの国制史研究は、なお学界に強い影響力を持っている。論者は、諸侯の利害関心と合意形成のプロセスのみならず、改革と地方社会のかわりをも視野に収めることにより、この改革運動を、封建国家における公権力の形成過程として位置づけようとする。

本論文の特色にして最大の功績は、未刊行文書を用いた地方社会の考察である。スタッフズ以来、諸侯は改革を進める中で、地方の中小土地保有者、在地領主（陪臣層）が抱く、国王、大貴族の役人の横暴に対する不満をくみ上げ、それによって広範な地方住民の合意形成を実現したと考えられてきた。その成果がウェストミンスター条款およびシモンの召集した議会であるとされたのである。これに対して論者は、論文全体の半分をしめる第二部において、諸侯の反乱と改革に少なからぬ影響を受けたケムブリッジシャ（州）において、反乱後の秩序回復のために実施された国王巡回裁判の記録（1261/68年）を中心に、関連する手稿史料を博搜し、中小領主たちの改革への関わり方、その背景をなす彼らの社会的基盤、利害関心、王権や諸侯との封建関係、恩顧の授受、地方の人的結合関係等を克明に再現した。その叙述は、王権と諸侯権力の地方への影響や裁判のありかたについて、国制史、法制史の通説の再検討を迫るもので、現実の地域社会に生きる人間の利害関心と行動を生々しく描き出し、迫力と精彩に富む。

その一端を記すなら、王や諸侯は地方における自身の配下の利益保全に努め、訴訟を幫助し、在地領主も王や諸侯の影響力を利用しようとしたが、他方で地域（州および下部単位の手ドレッド）から選ばれた陪審は、地域住民の告発回避に配慮した。王や諸侯など外部勢力が地域や陪審全体を統制する影響力を持つことはなく、総じて陪審の動向からは「地域の意向」、在地領主の共同意思らしきものが読み取れるというのである。多種多数の未刊行史料を渉猟した陪審の実態調査の結果も意外性に富む。陪審には有力在地領主よりもむしろ、自由農民や一部には小屋住みをも含む中小土地保有者が多く、反乱荷担者の調査を任務とするにもかかわらず、しばしば反乱荷担者自身をも含んでいた。論者はこのような裁判記録の考察

から、地域社会は反乱以前から様々な人的結合や対立する集団を含んでおり、各々中央における改革や内乱に対応して行動と立場を選択したが、内乱後の秩序回復に際しては、地域の陪審は秩序の現状維持を優先（告発回避）し、国王側もこうした地元の意志を尊重したと述べる。論者が十数年にわたるロンドンのパブリックレコード・オフィスやケンブリッジの文書館における羊皮紙文書の転写、解読を通じて、オクスフォード、ウェストミンスター条款、ケニルワース協定などの公的、規範的文書からは把握されない地方社会の実態を描き出し、改革派諸侯が地方の不満をもくみ上げたという従来の解釈には収まらない、地方と国制改革との関連を明らかにしたことは、本論文の最大の功績である。

ただし、このようなケンブリッジシャの在地の動向が国制改革にどのように統合されていったのかは、なお明らかにされたとはいえない。しかしこうした地方史料の調査はイギリスでも一部の若手研究者により現在進行中であり、未だ全体としての総括を行いうる段階にはないことを思えば、論者の学界への貢献は決して小さくはない。

本論文の今ひとつの特色は、第三部において、マグナ・カルタ以後の史料に現れる「王国共同体」概念の意味内容とその時期的変化を追うことにより、13世紀イングランドにおける公権力の形成についてひとつの解釈を提示したことである。改革初期には諸侯が団体として「王国共同体」を代表し、王の同意のもとに、従来国王のみが有した権限を行使した。論者はこのような公権力の共有ないし分担に、国王個人の恣意に左右されない、封建国家固有の公権力の一元化と制度化をみる。論者によれば、エドワード1世時代に諸侯団体の自律性は失われるが、同王下の公権力の一元化は、諸侯や在地領主の合意と協力による国政運営という改革時代の経験を継承したものであった。

このようにマクロな封建国家の政治構造論と地域社会の現実の双方を射程に収めた考察は、本論文のスケールの大きさを示すものである。もちろん地方社会の分析はなお進行中であり、二つの視点はなお有機的に結合しているとはいえないが、近い将来、両者を統合した、いっそう豊かな13世紀イングランド中世史像が論者によって構築されるであろうことを期待したい。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。2004年7月1日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。